

新旧対照表

租税特別措置法に基づく優良な宅地の造成の認定及び優良な住宅の新築の認定に関する規則

新	旧
<p>第1条・第2条 (略) (優良宅地造成認定の申請)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 前項の申請書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。ただし、旧住宅地造成事業に関する法律(昭和39年法律第160号)の規定による住宅地造成事業に係る宅地の造成に係る場合にあつては、この限りでない。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 優良宅地造成認定を受けようとする者が、土地区画整理組合との契約に基づき土地区画整理組合に代わつて土地区画整理事業の施行に関する業務を行う者であるときは、租税特別措置法施行規則(昭和32年大蔵省令第15号) <u>第13条の3第9項第2号ロ又は第21条の19第10項第2号ロ</u>に掲げる書類</p> <p>(7) (略)</p> <p>3～8 (略)</p> <p>第4号～第12条 (略)</p>	<p>第1条・第2条 (略) (優良宅地造成認定の申請)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 前項の申請書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。ただし、旧住宅地造成事業に関する法律(昭和39年法律第160号)の規定による住宅地造成事業に係る宅地の造成に係る場合にあつては、この限りでない。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 優良宅地造成認定を受けようとする者が、土地区画整理組合との契約に基づき土地区画整理組合に代わつて土地区画整理事業の施行に関する業務を行う者であるときは、租税特別措置法施行規則(昭和32年大蔵省令第15号) <u>第13条の3第8項第2号ロ又は第21条の19第9項第2号ロ</u>に掲げる書類</p> <p>(7) (略)</p> <p>3～8 (略)</p> <p>第4号～第12条 (略)</p>